

改定しました 佐賀県最低賃金

令和3年10月6日から

1時間821円(改定前792円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、令和3年10月6日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金821円(1時間当たり)が適用されます。

詳しくは、佐賀労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

☎0952-32-7179

佐賀 ☎0952-32-7133

唐津 ☎0955-73-2179

武雄 ☎0954-22-2165

伊万里 ☎0955-23-4155